令和　６　年　第　１　回　筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和　６年　３月　４日（月）
招集の場所	筑前町役場議会議場
開　　議	令和　６年　３月　５日（火）　１０時 ００分
散　　会	令和　６年　３月　５日（火）　１４時 ３９分
出 席 議 員	議長　田中　政浩　　１番　原田　邦男 ２番　池松　和彦　　３番　原口　博文 ４番　原田　　宏　　５番　木村　和彦 ６番　石橋　里美　　７番　柳　　雅明 ８番　山本　一洋　　９番　石丸　時次郎 １０番　奥村　忠義　　１１番　山本　久矢 １２番　河内　直子　　１３番　寺原　裕明
出席議員数	１４名
欠 席 議 員	な　し
地方自治法第１２１条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	町　　長　田頭　喜久己　　副町長　中野　高文 教育長　宮崎　敏宏　　総務課長　古川　秀志 企画課長　亀田　美香　　財政課長　橋本　照美 税務課長　稲葉　佳奈　　出納室長　橋本　　豊 住民課長 人権・同和対策室長　小川　真一　　健康課長　村山　弥生 環境防災課長　尾畑　正行　　建設課長　行武　一洋 都市計画課長　田中　達也　　農林商工課長　谷口　謙司 上下水道課長　岡部　裕行　　福祉課長　神﨑　英昭 こども課長　八尋　福由　　教育課長　宮崎　宣匡 生涯学習課長　吉浦　高幸
欠　席　者	な　し
本会議に職務のために出席した者の職氏名	議会事務局長　山本　　孝 議会事務局次長兼議会係長　坂田　康仁

会　議　録

令和６年第１回定例会

［一般質問］

（１日目）

令和６年３月５日（火）

開　　会	
議　　長	おはようございます。 本日の出席議員は１４人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 （１０：００）
日程第１	
議　　長	日程第１「一般質問」を行います。 質問の通告があっておりますので、順次発言を許します。 ６番　石橋里美議員
石橋議員	質問に入ります前に、まず、今年年頭に発生いたしました能登半島地震、また、羽田空港での事故、北九州での大火災などで被災されました全ての方に哀悼の意を表しますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。 それでは、発言通告に従いまして、誰もが利用しやすい、みんなに優しい公共施設整備について質問をさせていただきます。 最初に、私自身も利用しております男女共同参画センターリブラについて、利用者の方からバリアフリーの充実に関して相談がありましたので、質問をさせていただきます。 最初に、リブラを含む公共施設に関する本町の計画について説明をさせていただきます。 本町においては、現時点では、総人口は微増しているものの、将来的には減少に転じることが想定され、また、生産年齢人口の減少や高齢化の進行が見られ、今後も継続することが想定されており、今後は財政規模が縮小することが想定されております。 このため、公共施設等マネジメントを実行することで、将来にわたって安心安全な建築物やインフラを利用できるよう取り組むために、筑前町公共施設等総合管理計画、こちらのほうが策定をされております。 また、この計画を具体化するために、各施設の劣化状況を調査し、施設の計画的な維持管理を行い、長寿命化を図ることを目的に、公共施設、インフラ施設の公共施設等個別施設計画、こちらのほうです、色が違いますけど、こちらのほうが策定されております。 まず、公共施設等総合管理計画２０ページの、公共施設の保有状況を見てみますと、公共施設等の年度別整備状況は、築３０年以上経過した施設が、延べ床施設の更新時期が一斉に到来します。 ３１ページの将来更新費用の推計では、公共施設の将来更新費用は、年平均９億３,０００万円と試算され、平成２８年度から令和２年度の水準を維持した場合、公共施設の更新に充てられる公共施設等整備費と比較すると、平均で約３億９,０００万円の更新費が不足することが予測され、更新費の縮減や標準化を図る必要があるとされております。 また、令和２年台後半から更新費が増加し、令和１５年の更新ピーク時には更新費が年１９億円となり、最大で１３億４,０００万円の不足が見込まれていることから、単年度の更新費の標準化を図る必要があると推計されております。 このような状況から、公共施設のマネジメント計画に基づいた個別施設計画を策定し、トータルコストの縮減及び改修、更新費用の標準化を図ることが非常に重要であります。 ３９ページの更新施設等のマネジメントに関する基本的な考え方では、現状と課題に関する基本認識において、整理した課題の解決に向けて、公共施設等のマネジ

	メントに関する３つの基本的な考え方がまとめられ、必要な取り組みや対策を検討、実施するとされています。 　今回、私が質問させていただきますのは、３つの基本方針の中の４１ページの方針、保有資産の性能維持向上と有効活用に関するものです。 　この中では、快適で環境に優しい施設づくりの推進方針として、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進、再生可能エネルギー、省エネ対応機器などの導入が挙げられ、予防保全型維持管理による長寿命化の実施方針として、予防保全型維持管理の導入、長寿命化によるライフサイクルコストの削減が挙げられています。 　この中で、リブラを見てみますと、リブラは町民文化・社会教育課の施設に類型され、現状としては、補助事業により建設されているため、処分するまで期間が５０年と制限されており、今後約２０年利用することになるが、老朽化が進行し、複数か所で雨漏りも見受けられるとされ、また、課題として、リブラが属する町民文化系施設は、老朽化の進行や、令和２年後半から令和１２年にかけて一斉に築５０年を経過することから、計画的に改修や更新等を実施していく必要があるとされております。 　そこで、質問をさせていただきます。 　公共施設等総合管理計画の中にある町民文化センター、社会教育系施設の一覧で、この男女共同参画センターリブラのバリアフリーの箇所が３となっておりますが、バリアフリーの３か所の内訳をお尋ねいたします。
議　　長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 　駐車場から屋内に入る外部スロープ、屋内の２階に上がるスロープ、多目的トイレの３か所となっております。
議　　長	石橋議員
石橋議員	次に、筑前町公共施設等個別施設計画についてです。 　この計画は、公共施設等総合管理計画を推進するために、公共施設を総合的観点で捉えて、中長期的な維持管理等に関わるトータルコストの縮減及び改修、更新費用の標準化を図りつつ、施設等に求められる機能・性能を確保することを目的に、公共施設等の類型ごとに、誰が、何を、いつまでに、どのように見直していくかを具体化した実行計画として策定されております。 　この計画において、施設の目指すべき姿として、第２次筑前町総合計画にある将来像実現のための５つの施策の中の「守る」を推進するための施策として、機能的な都市、ゆとりある住まいの実現が示されており、具体的な施策として、誰もが利用しやすい公共施設の整備のため、バリアフリー、ユニバーサルデザインに対応した公共施設などの整備及び適正な維持管理の実施を目指すとしています。 　特に、誰もが快適に利用できる施設として、公共施設は町民に限らず多くの方に利用されるため、全ての利用者が安心して公共施設を利用できるよう、適切な老朽化対策により安全性を確保する。また、社会情勢の変化により、拡大、多様化するニーズに対応するバリアフリーや環境負荷の低減などにより、施設の質の向上を目指しますとされています。 　そこで、個別施設計画の中から、男女共同参画センターリブラに関してお尋ねをいたします。 　施設の老朽化状況の実態把握として、基礎、屋根・屋上、外部、外構、構造部材、内部仕上げ、電気設備、機械設備について、それぞれＡ、Ｂ、Ｃの４つのランクで劣化度を評価されており、リブラは、屋根・屋上、外部、内部の評価がＣ、それ以外はＢ評価となっています。

	そこで、Ｃ評価となっている屋根・屋上、外部、内部の具体的な劣化状況についてお尋ねをいたします。
議　　長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 Ｃ評価の評価基準につきましては、広範囲に劣化が見られるもので、安全上、機能上、不具合発生の兆しとされております。 リブラの場合、屋根瓦や下地の劣化、水はけの不良、外壁のクラックや塗装の剥がれ、雨漏りによる天井の劣化や破損、クロス等の剥がれなどが見られます。 必要に応じて修理対応はしておりますが、特に雨漏りの場合は原因特定が難しく、部分的に天井等の劣化が進んでいるような状況です。
議　　長	石橋議員
石橋議員	個別の劣化状況については分かりました。 次の通告書の質問（１）の３に関しましては、個別施設計画に掲載をしておりましたので、省かせていただきます。 次に、ロードマップについてです。 男女共同参画センターリブラは、屋根・屋上、内部、その他電気設備については、２０２０年度から２０２４年度まで更新等を検討とありますが、現在の検討状況についてお尋ねをいたします。
議　　長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 個別施設計画では、令和２年から５年間の期間で更新等について検討することとされております。 本年度までは、不具合の程度や現状把握を行っており、６年度中に修繕や改修にかかる見積り、改修計画に取り組む予定です。 なお、電気設備につきましては、平成２８年にキュービクル改修工事を行っております。
議　　長	石橋議員
石橋議員	コロナ禍の影響もあり、このリブラを利用している方が、令和３年で６,３９４人、令和４年で７,０７７人、令和５年３月１日で５,６５２人の方が利用をされております。 その中には、体が不自由な高齢者の方や障がいがある方もいらっしゃると思います。 実際に、私に寄せられた高齢者の方の声といたしまして、リブラのスロープは急なため、２階へ上がるのに、片方にしか手すりがございませんので、つえをついて上ったり下りたりするときは利き手が逆になるので、人の手を借りないと上れないというので、両方に手すりが欲しいという声や、また、リブラのトイレの扉が鉄製で重くて開けにくいという声もありました。 このような状況が改修されるまで放置されたならば、体が不自由な高齢者の方や障がいのある方は、いつまでも不自由を強いられるのではないでしょうか。 個別計画にある、全ての利用者が安心して公共施設を利用できるよう、適切な老朽化対策により安全性を確保するという、目指すべき姿として設定された言葉が反故になるのではないでしょうか。 そこで、今申しましたスロープの手すり、リブラのトイレの扉、改修されるまでの間、対応策につきましてご意見をお伺いいたします。
議　　長	企画課長
企画課長	お答えいたします。

	２階に上がるスロープの手すりは、スロープ全体の右側に設置をされております。法的には問題はないようですが、どなたも利用できるように、両側に設置を検討いたしたいと思っております。 リブラの場合、トイレや会議室等に同じタイプの鉄製の扉がつけられております。設置当時からのもので、さびやほこり、部品の劣化などで、開閉しにくくなっていないかなどを調査し、扉の取り替えや更新時期については必要に応じて検討したいと思っております。 それまでの間は、扉の開閉を軽減するような工夫や多目的トイレの使用などで対応できればと思っております。
議　　長	石橋議員
石橋議員	スロープの手すりについては、前向きな回答をありがとうございます。ぜひとも設置していただきますようお願いをいたします。 トイレの件につきましては、多目的トイレ、この場所が、ご存じない方もいらっしゃいますので、多目的トイレの案内版の設置などの誘導方法についても早急に検討対策をしていただきたいと思います。 次に、視覚障がい者に優しい公共施設の動線整備について質問をさせていただきます。 まずは、視覚障がい者誘導用のブロック、いわゆる点字ブロックについてです。 皆さんもご存じと思いますが、点字ブロックは、視覚障がい者が足の裏の触感覚で認識できるよう突起を表面につけたもので、視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に設置されているブロックのことで、歩道、鉄道駅、公共施設だけではなく、民間の商店の出入口近くなど、広く設置が進んでおります。 点字ブロックには誘導ブロックと警告ブロックの２種類があります。 誘導ブロックは、進行方向を示すブロックです。これは、視覚障がい者がブロックの突起を、足裏あるいは白杖で確認しながら突起の方向に従って進むことができるよう設置されております。 警告ブロックは、危険箇所や誘導対象施設等の位置を示すブロックです。これは、注意すべき位置を示すブロックで、階段前、横断歩道前、誘導ブロックが交差する分岐点、案内版の前、障害物の前、駅のホームの端などに設置をされております。 そこで質問ですが、めくばーる学習館から町民ホール、健康福祉館、めくばり館へ通ずる通路には、グレー色の点字ブロックの色が設置されていますが、このグレーにされた経緯、理由についてお尋ねをいたします。
議　　長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えします。 めくばーるは主に１９９８年に建築された施設であり、設計を担当した業者に確認したところ、当時、点字ブロックの設置に関して明確な基準がなかったことから、周囲の環境と調和する色合いやデザインとしたため、周囲に溶け込むような色としてグレーが採用されたということです。 以上です。
議　　長	石橋議員
石橋議員	今、課長の答弁にもありましたが、点字ブロックの色は、近年の景観意識の高まりに伴って周囲の環境と調和する色合いをデザイン優先で採用するため、歩道に溶け込むような同系の色や材質の点字ブロックが増えているようです。 視覚障がい者の方の歩行にあたり、事前に記憶した道順や路面状況、周囲の音など、様々な情報を利用するほか、視覚障がい者誘導用ブロックを歩行の手助けとしており、直接足で踏むことや白杖で触れることにより認識をされております。

	道路の移動と円滑化に関するガイドラインでは、点字ブロックの考え方として、視覚障がい者誘導用ブロックを認識しやすいよう、周囲の舗装や床材の仕上げや色、コントラストにも配慮する必要がある。また、色は黄色、その他の周囲の路面と輝度比、つまり、明るいか暗いかのコントラストが大きいことなどによって当該ブロック部分を容易に識別できる色とするとされております。 先日お会いした視覚障がい者の方は、弱視であり、白杖までは使用されておりませんが、点字ブロックを直接足で踏むことで進行方向や危険箇所を認識されていますが、福祉課へ行く際に設置されている点字ブロックの色が歩道のブロックと同調化して、この点字ブロックを識別できないので、何とかしてもらえないかという相談がありました。 そこで質問いたしますが、このめくばーるの通路の点字ブロックを弱視の方が容易に識別できるような工夫ができないかお尋ねをいたします。
議　　長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えします。 経年劣化も加わり、識別がしづらい状況になっていますので、点字ブロックに塗装を行い、弱視の方も安心して利用いただけるよう改善してまいります。 以上です。
議　　長	石橋議員
石橋議員	ありがとうございます。 塗装をされる際には、識別が容易にできるような色で、できるだけ早急に改善していただきますようお願いをいたします。 次に、来訪者に対する窓口誘導についてです。 本庁や総合支所では、各窓口が分かるように、部署名を記載した案内版を天井からつるして設置されております。 これはどこにでもある一般的な案内方法ではありますが、視覚障がい者の方は、この案内版の文字を読むことができません。 先ほどの視覚障がい者の方から、少なくとも、住民の方が、一般的な手続きに必要な対応窓口の部署への動線整備を検討できないかとの相談もありました。 視覚障がい者の方の誘導を手助けする誘導補助設備には、手すりや触知図、点字ブロック、点字表示、音声案内システムなどが各種あります。 私が今回一つの案と提示いたしますのは、各窓口への動線として、色分けした表示テープなどを整備できないかと思います。 視覚障がい者の方で白杖を持った方は、その姿から視覚障がい者の方と認識でき、すぐに職員の方が声かけなどをすることができますが、弱視の方は、外見からは視覚障がい者の方とはすぐには認識することができません。 本庁舎入り口に設置された案内板、床面に設置した誘導用表示テープを組み合わせることで、弱者はもとより、高齢者の方も、目的とする窓口まで容易に案内することができるのではないでしょうか。 そこで、視覚障がい者の方が目的とする窓口へスムーズに行けるような動線の整備について、ご所見を伺います。
議　　長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 本庁舎とコスモスプラザの一部については、令和２年度に、障がいのある方や高齢者等に配慮し、各課の案内板の高さを下げ、盤面を以前の３倍ほどの大きさに取り替えを行いました。さらに、番号や色分けを施し、分かりやすく視認性に優れたデザインに全面改修したところです。

	議員がご提示されております、視覚障がい者の方や弱視の方のために床面に色分けした表示テープを設置することにつきましては、誘導を補助するための整備ではありますが、本庁舎規模の１階フロアにおいては、来庁者と職員の距離が近く、職員等の人的な案内や誘導によって、目的の窓口へ円滑に移動をサポートできているものと考えております。 今後、各施設の構造や特性に合った誘導補助設備については、今後も調査していきたいと思っております。 以上でございます。
議　　長	石橋議員
石橋議員	窓口で業務されている方をはじめ職員の方たちは、視覚障がい者の方や高齢者、また、窓口で迷っておられるような来庁者に、常に目を配っていただきながら、素早く声をかけて丁寧な案内をしていただくようお願いをいたします。 今回の私のこのリブラの手すり設置、また、トイレ扉の改修、めくばーるの点字ブロック、庁舎の各課窓口への動線整備に関する件は、高齢者や障がいがある方からいただいた相談、要望を基に、使いやすい公共施設整備に関する一例として質問をさせていただきました。 これらの問題は、何らかの対策がなされるまでの間は、高齢者や障がいのある方は不便さを強いられることになると思います。 最後に、この問題に関しまして、町長のご所見をいただければ、お願いいたします。
議　　長	田頭町長
町　　長	お答えいたします。 高齢者に優しい、障がい者に優しい公共施設は、一般の方にも使いやすい施設であると認識いたします。 したがいまして、より一歩ずつ、そういった施設の整備を促進していきたいと、そのように考えます。 また、新たな施設に対しましては、当然ユニバーサルデザインをベースに、施設整備を図っていきます。 一つ、コスモスプラザ等もできるだけ２階の分を少なくしようと。１階のほうが全ての方々において使いやすいと、そういった理念もございました。 そういった理念を大切にしながら、高齢社会、身障者のためにも優しいまちづくりを進めていきたいと思います。
議　　長	石橋議員
石橋議員	公共施設などを建築する際には、やはり、視覚障がい者の方のみならず、あらゆる障がいのある方、また、子どもや高齢者、子育て中の方などにも配慮したバリアフリーと各種指針に基づき設計されていると思いますけれども、実際に利用してみると、今回私が質問したような問題もあるようですので、これは設計する際に、健常者目線でのバリアフリーの視点で設計されていることからではないでしょうか。そして、時代の変化とともに利用者のニーズも多様化し、いろいろな問題、課題も出てくるかと思います。 一旦、出来上がったものを、問題に対応するためには、コストと時間がかかります。将来的には、大規模な改修や建て替える際に対応せざるを得ないことも想定され、それまでの間は不便さを耐え忍んでいくのではないかと思います。 そうならないためにも、今後、町長も言われましたけれども、公共施設等の改築や新設をされる場合には、高齢者の方や障がい者の方、こういう方たちの立場に立った目線で計画・設計していただくよう要望をいたしまして、私の今回の質問を終

	わらせていただきます。
議　　長	これで、６番　石橋里美議員の一般質問を終わります。
休　　憩	
議　　長	ここで休憩をいたします。 １０時４５分より再開します。 （１０：３２）
再　　開	
議　　長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１０：４５）
議　　長	２番　池松和彦議員
池松議員	通告に従って質問させていただきます。 よろしくお願いします。 まず、議員としての活動も２年目となりました。この１年間は、新しい環境の中、各委員会や地域の催しに参加し、今までは接してこなかった経験をすることができました。広報委員会や文教厚生常任委員会でも研修に行かせてもらい、今後の活動に生かしていけるようにしたいと思います。 また、いろいろな団体や委員会の方と集まる場もありました。その中で、１月１４日には、人が輝くまちづくりの会との懇談会がありました。まず、１期目議員として、私は自己紹介を行い、その後、活動方針やこの１年間で達成できたことなどを話す機会がありました。達成できたこととしては、一般質問を３回行ったということは伝えましたが、まだ形になったというか実現につながったことはないとも話しました。 これから２年目となりますが、今後も引き続き質問させていただいて、共によいまちづくりに貢献していきたいと思います。 今日は主に学校関係の質問になりますが、よろしくお願いいたします。 まず、通告書の１件目の近隣市町村との連携についての質問ですが、広域で行っている事業となりますと対象が多くなり過ぎますので、内容を絞った形で進めていきます。 まず、昨年は、ほかの市町村の議会の傍聴に行く機会が何回かありました。個人的に行ったのですけども、小郡市、朝倉市、大川市に、短時間ですが勉強しに行きました。 その中で考えたのは、どこの市町村も共通の問題、課題があるなということでした。特に、少子化や後継者問題などは必ずありました。こういった問題は、国全体の流れも現在あると思いますが、一つの町のみで解決に向かえる件ではないのかなと思います。 まず、この辺りの、ほかの市町村との連携について聞いていきます。 資料１をご覧ください。 先日の、２月２８日の西日本新聞の記事です。 蛍光ペンで記してあるところに、「出会いの機会を創出し、結婚を促す視点が十分盛り込まれていない。結婚支援については、政府の取り得る方策に限りがあることも事実だ」とあります。 また、最後のところには、「政府のみならず、地域社会も含めた意識の転換が必要とされている」とあります。国の行っている事業は、結婚後の子育てとか親御さんたちの働き方とかいう部分の支援が多いということも言われております。 これは、国が支援できていない部分があるから、その辺りは地域のほうで何か考えてやっていく必要があるのではないかということだろうと思います。

	私は、昨年６月議会の質問で、町内同士での結婚を促進してはという内容をさせてもらいましたが、これはできればそのほうがよいと思うところもありますが、少し視野を広げて、近隣の市町村と共に取り組む必要があるのではと考えています。 近隣の市町村も、こういった問題をどういうふうに考えていくかというところも興味ありますけども、共に何か考える必要があると思います。 質問ですけども、町のほうでは、２月と３月に出会い応援と恋活の事業を行っていますが、内容と結果等、分かりましたら教えてください。 恋活の事業は３月１０日の実施とのことなので、この辺りは、人が、参加者が集まっているかというような内容とか、ちょっと教えていただきたいと思います。
議　　長	こども課長
こども課長	お答えします。 筑前町では、福岡県出会い・結婚応援事務局が業務委託しているヒューマンアカデミー株式会社と連携し、今年２月１８日に、福岡県出会い応援ステップセミナー、コミュ力アップセミナーを開催しております。 男女合わせて２０名定員でしたが、１８名の応募があり、当日は男性９名、女性７名の参加がありました。 内容は、ブライダルコンサルタントの講師による講演で、身だしなみや会話についてなどお話をいただいております。 また、３月１０日の福岡県主催であるスイーツ恋活事業につきましては、朝倉市、東峰村と連携しての開催となります。男女各５名の募集ではありますが、男性１０名、女性９名の申し込みがあっております。うち、筑前町からも男女各２名の申し込みがあっているところです。 以上になります。
議　　長	池松議員
池松議員	ありがとうございます。 恋活の、まだこれからですけども、定員オーバーの場合は参加できない方もいらっしゃるのでしょうか。
議　　長	こども課長
こども課長	お答えします。 定員については、各５名という定員で募集をされております。昨日、結果のほうを見させていただいたところ、筑前町の男女各２名のほうは募集に入っておりましたので、確定しております。 以上です。
議　　長	池松議員
池松議員	ありがとうございます。 出会いの応援とか恋活事業を行っていただいているということですけども、一つ思うのは、なかなか表立って出会い事業、または婚活という事業で名のっていくと、本来参加したいと思っている人とか、または勧められている方も、ちょっと参加することに抵抗感がある場合もあるのではないかなと思っています。 私は、この１年間で、町で行われているスポーツのイベントをいろいろ見る機会がありましたけども、その中でソフトバレーボール、ファミリーバドミントン大会を見る機会がありました。ネット型スポーツは、お互いにリラックスして交流でき、チーム編成も自由にできるところがよいところであると私は考えています。ですので、そういった出会い事業とこういったスポーツの企画のよい部分を併せて考えていくことも、自然と希望者や対象者が集まる場になり得るのではないかなと思います。そういった企画を、町単独ではなくて、近隣市町村と行うことも出会い事業と

	して効果ありではないかと考えますが、いかがでしょうか。スポーツの企画をきっかけに出会いを増やすというようなことです。 　よろしくお願いします。
議　　長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えします。 婚活事業や恋活事業を実施する中でスポーツの要素を取り入れることは効果的であると考えます。 一方で、生涯学習課で取り組んでいるビーチボールバレー大会やファミリーバドミントン大会は、スポーツに親しむことや健康づくり、体力づくりを主な目的とする社会体育事業ですので、純粋にスポーツを楽しみたいという参加者が多く、恋愛や男女の出会いの要素を持たせることは一般的にはそぐわないと考えています。 以上です。
議　　長	池松議員
池松議員	ありがとうございました。 すいません、ちょっと話が少し戻ってしまいますけども、今後、町単独や近隣市町村と、何かそういった活動または新しいプランなどがあるかどうかということをお聞かせください。
議　　長	こども課長
こども課長	お答えします。 現在、町と県との共催事業により、町の負担がなく事業開催しているところでございます。 今後のプランについてですが、県が委託している事業者から提案される講演内容を協議して決定しているところです。今後も、県や委託業者と連携して、講演内容を決定していきたいと考えているところです。 以上になります。
議　　長	池松議員
池松議員	分かりました。 これは、何というか、何々課の問題、何々課の問題というところじゃない部分も結構あると思うので、今後近隣の市町村と何かそういった関連の会議等あれば、こういった件も話題にしていただきたいと思います。 この資料１に書かれているとおり、婚姻数の減少はまず地域の課題と捉えて、何か新しい方法を見つけることをお願いしたいと思います。 実際には、やはり、私は関係ないというような部分のことが多いので、なかなか本気になりづらいというようなこともあるかもしれないのですが、何とかなるだろうではやはり何ともならないということもあると思いますので、今後よろしくお願いしたいと思っております。 次の質問に移ります。 １件目は婚姻数や少子化対策についての市町村との連携についてでしたけども、次に、近隣高校との連携の部分を伺いたいと思います。 筑前町には高校はありませんが、少子化が進んでいる昨今、近隣高校の魅力を町のほうでも発信し、進学する生徒が増えれば、長い目で見て地域の活性化につながると考えています。 現在、町のほうで、近隣の、第７学区ですけども、高校と連携した町の事業は何かあるか教えてください。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。

	近隣高校との連携につきましては、中学校アフタースクールを高校の退職校長会と連携して行っており、県立高校を退職された方や現役の教員、近隣の私立高校の現役の教員に数学と英語の指導をお願いしており、受講している生徒と保護者には、１１月に県立高校の校長による高校進学に関する説明会も行っております。 また、英語スピーチコンテストにおいて、朝倉高校の生徒にモデルスピーチをお願いし、その英語力や表現力の高さに魅了され、英語を学ぶ意欲と高校への進学の意欲を高めているところでございます。 学校は、学区の公立高校、近隣の私立高校を招聘しての進路説明会を実施するとともに、オープンスクールの参加を進めており、高校が魅力を発信する機会はこれらが最も効果があるというふうに考えております。 以上でございます。
議　　長	池松議員
池松議員	分かりました。ありがとうございます。 退職された先生方にもいろいろお手伝いしていただいている。また、現役の生徒の方とも、いろんな触れ合いの場や得意分野の部分で連携を取っているということで、ありがたいと思います。 実際は、筑前町は近隣に進学する生徒が一番多いと思われますけども、今後も、筑前町から近い高校のよい部分を、小中学校と連携して発揮してほしいと思います。 一つの例の紹介ですけども、小郡市の三井高校のスポーツ健康コースには、スポーツイベントサポート実習というのを行っていまして、小郡市の小学校の新体力テストの進行や計測を実習として行っているそうです。 小学校からの依頼も増えていて、喜ばれていると聞いております。小学生にとっても体力テストの意欲や気力の向上につながっているという感想が、小学校のほうでもあるそうです。また、学校の先生の負担も少しは軽くなっている部分もあると思います。 実習に参加している側の高校生の話ですけども、当時、何年か前からずっとやっている実習なのですが、この実習に参加している生徒の中には、筑前町にもいまして、その実習をきっかけに、子どもたちと触れ合って、体力テストの司会の進行とか実際に計測とかする中で、その後、教職を目指すことになり、実際に現在小学校の先生になった卒業生の方がいます。 これは一つの例としてですが、引き続き、いろんな近隣の高校のよい部分をできるだけ町に還元してもらえるようになれば、町としてもウィン・ウィンだと思いますので、何かの機会にはそういった部分も考えてもらえたらと思っています。 また、私は、個人的に議員になってから、高校の同窓会の、母校の理事になった経緯もあるのですが、近隣の高校も同時に盛り上がってもらう必要もあると思います。それには、高校の同窓会なども活性化していく必要があると思いますが、町とは直接は関係ないかもしれないのですけども、例えば、かがし祭で、朝倉地域とか小郡市の高校の同窓会のテントなど出してもらって、同窓生が立ち寄るような場所をつくることもよいのかなと思いますが、その辺りいかがでしょうか。
議　　長	企画課長
企画課長	かがし祭は、企画から運営まで実行委員会で行っております。事務局として企画課のほうからお答えしたいと思います。 かがし祭は町内外から老若男女問わず多くの方々が来場されるイベントとなっていますので、この機会に同窓生が集まり、活動するというきっかけにしていただくのも一つのアイデアだと思います。 祭りでは、一般及び関係団体による体験活動や物販などのバザーを行っておりま

	すが、会場設営上、ブース設置数は限られております。 一般バザーエリアは町内在住もしくは町内勤務の方を対象に公募をしておりますので、ブース利用のご希望があれば、これに応募いただくことになろうかと思います。
議　　長	池松議員
池松議員	ありがとうございました。 そういった形も今後何か考えてもらえたらと思います。 次の質問に移ります。 資料２をご覧ください。 次の質問は、中学校部活動についての質問です。 現在、中学校部活動、あとスポーツ少年団の活動費についての質問なんですけども、各団体の現在の活動費の状況をお聞かせいただけたらと思います。 よろしくお願いします。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 部活動につきましては、物品の購入や中体連の大会出場のためのバス代などの必要な経費については各学校予算から支出しており、九州大会以上の大会へ出場する際の交通費の一部を町で補助をしております。 以上でございます。
議　　長	生涯学習課長
生涯学習課長	生涯学習課から、スポーツ少年団に関して回答いたします。 町からスポーツ少年団に対して、均等に１団体あたり９万３,０００円、人数割として町内団員１人あたり１,２００円を、年間活動費として補助をしております。その中で必要な物品の購入等にも支出をしてもらっています。 そのほかに、被災事業に対する補助、全国大会出場時の補助、町の体育施設利用時の使用料免除や施設の修繕等は、町で実施をしております。 保護者の負担は各団体によって若干の違いはありますが、大きな負担を強いている状況にはありません。 本町のスポーツ少年団への各種の助成、支援は、近隣市町村と比べて充実していると考えております。 以上です。
議　　長	池松議員
池松議員	令和５年度の一般会計補正予算第１０号の資料によりますと、２つの中学校で、夜須中が５６万円、三輪中が約６０万円で、対外試合等バス利用増、料金見直しに伴う増とありました。 活動費の状況、今、説明してもらったとおりなのですが、こういった資料２の学校応援寄附金の、これふるさと納税からなのですが、現在ふるさと納税やクラウドファンディングがまちづくりの手法として定着している、それとともに税制上の優遇措置もあったりするのですけども、こういった制度を利用して、自分の母校であったり応援したい学校を指定して応援できるような形を取れば、また、学校やスポーツ少年団のほうも、また、部活動なども活性化につながると思います。 一つは、学校を指定して応援ができる体制で、もう一つは、少し的を絞った形で、中学校の部活動やスポーツ少年団等の各団体に対しても、関心のある人がふるさと納税を通して応援していける制度をつくってはと考えますが、いかがでしょうか。 今後、いろいろなものが値上がりしていくことも予想されますし、各団体の活動も広がると思います。

	よろしくお願いします。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 現在ふるさと納税につきましては、アフタースクールのほうに充当するような仕組みといいますか、そちらになっております。そちらのほうにふるさと納税は充てていくというような方針でやっております。 その点を踏まえて、部活動やスポーツ少年団への寄附、その他の寄附ですね、寄附制度によるものについては任意によるものというふうに考えておりますので、新たな寄附制度の設置というものは考えていないところでございます。 以上です。
議　　長	池松議員
池松議員	分かりました。 私がちょっと考えていたのは、何というか、そういった団体の強化費というか、そういう新たな何か活動費がどうにか増えれば、講師の招聘であったり、活動している方たちの栄養費であったり、遠征費であったりということが、少し自由に使える、予算が増えるのではないかなと思っていました。 実際には施設関係もほとんど町の施設を利用していると思われますので、いろんな状況で活動の支援は行われていると思います。 現在、団体によっては部員数の減少や団員の減少が目立つところもありますが、いろんな体制を取っていただくことで、昔自分がやっていたから応援しよう、以前子どもがお世話になっていたからというような人が応援できるような体制を取るのも効果的と思います。 それによって、応援する人が増えれば、ある程度集まったから歴代の部員の名札を作ろうとか、競技の普及のための体験会を開こうとかいうことも考えられると思います。 また、農業分野の興味関心を育てるため、もしくは不登校の対策になり得る可能性もあるかもしれませんが、園芸部や農業クラブなどの新しい部をつくろうと。であれば、地域の人から指導に来てもらおうなど、いろいろな団体で地域の指導者増加やほかの取り組みも増える可能性もあると思います。 東京都の青梅市では、生徒数減少の対策として、新しくゴルフ部をつくったということもあって、部活動関係ではこういった新しい取り組みを実際に行っている地域もあります。 こういったことも地域移行または地域連携の一つではないかと思いますので、まずは、学校ごとの寄附体制づくり、もう一つは、少し極端ですけども、各スポーツ団体や部活動ごとの体制づくりを今後考えていただきたいと思います。 では、最後の質問です。 最近の小中学校のＰＴＡ活動、子ども会活動についての質問です。 現在、昔に比べて、ともに活動が縮小傾向にあると思われます。このままでは、地域力の低下や親や子どもの孤立につながらないかという懸念も考えられますが、このような状況を町としてはどう考えているか、見解をお尋ねします。
議　　長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えします。 ＰＴＡ及び子ども会につきましては、全国的な傾向として、働き方や価値観の変化、少子化による家族形態の多様化等により、従来の活動内容や方法等の改善が求められていることは認識をしております。 このような状況の中だからこそ、地域コミュニティの形成は重要であることから、

	ＰＴＡや子ども会の従来の在り方を見直しつつ、本町でも取り組んでおります地域学校協働活動やコミュニティスクール、スポーツ少年団や子どものつどい等の青少年育成事業、ドッジビー大会やうぐいすマラソン等の社会体育事業を含め、複合的に取り組みながら、保護者、子どもたちが、自分のライフスタイルに応じて活躍の場を選択し、参画できる仕組みを今後とも充実させてまいります。 以上です。
議　　長	池松議員
池松議員	ありがとうございます。 時代といえばそうなってしまうのですけども、いろいろな方法を取って頑張ってもらっているということでした。 しかしながら、現在のこういった縮小傾向に向かうことは、本当にそれでよいのかなと思う部分もあります。 今日の質問の冒頭で、人が輝くまちづくりの会との懇談会の話をしましたけども、その中で町が盛り上がることに必要なことはという質問もありました。私は、答えとして、昭和の空気感が必要と答えました。現在は、昔の運動会のように地方リレーの応援で盛り上がり、優勝したら公民館で祝勝会をするような地域の雰囲気はありません。何でも簡単に削減や縮小を進めていては、よかった部分までも失われてしまうと思います。 これは、学校の保護者や先生方で考えてもらう件とは思いますけども、この活動は無駄だよね、これはしなくてもよかろうという簡単な考えでは、形ややり方を変えて大事な部分は残していけるような取り組みが必要と思います。 実際には、東小田小学校は夏休みにプール開放をしていたり、安野区の夏祭りでは保護者が頑張って手作りで何とかやっていこうという方たちもいらっしゃいます。 関連ですけども、東小田小学校では長年リサイクル活動をやっていましたが、最近、活動はあるのですけども、方法を変えまして、今年度のリサイクル活動の収益金と町からの回収助成金が、以前は例年約９０万円近くあったものが、６万６,０００円になりました。今まではそういったお金で劇団を呼んで謝礼を払うというような教育活動を行っていた部分も実質あるのですけども、そういった、子どもたちに潤いというか、教育活動に影響が出ないか心配しているという部分もあります。 一見価値がないように見えること、例えば、若者が集まってスポーツでわいわいやるというようなことも、先ほどの質問の内容にも触れますが、今後は、「無用之用」という言葉もありますし、本来大事なことは目的以外のその周辺にあるということも多いと思いますので、何もかも縮小や省略とかいうことに無味乾燥に向かうのでは、地域力の低下、ひいては選挙でいうと投票率の低下にもつながるばかりだと思います。 住んでよかったまちづくりを実現できるように、何か学校の方針などを決める際には、こういったことも話題にしていただき、田舎のよい部分は残していくというようなことを少し考えていただいて、執行部のほうでも新しい形でＰＴＡや子ども会活動が活性化していけるように促してほしいと思います。
議　　長	田頭町長
町　　長	私のほうから一言答弁をさせていただきます。 非常に貴重なご意見ありがとうございました。 まさに、言われるように、今、様々な活動が停滞しております。その要因は何かと言われまして、昭和に戻れという話もございましたけれども、今新しい仕組みができようとしております。それはクラウドファンディングであります。

	今まで、町の税金は全て住んである方から頂くというのが基本でありましたけども、今、ふるさと納税等で税収以上の収入を得ているという地方公共団体もございます。また、様々な団体が直接クラウドファンディングを起こしてその活動に充てると。 どうしても行政の限界というのがございまして、行政のお金というのは公平に配らなければならないということでございます。 ただ、それぞれの団体におかれましては、それぞれ個性を持った有力な活動をやろうとすれば、その資金繰りを企画して、クラウドファンディング、あるいは寄附、あるいは町の要望、相当を集めて単独の団体がより活性化することができると。 先日の剣道大会もしかりだと思います。様々な方が集まって、お金を集めて、町のお金ももらって、そしてより活動を活発化させる、そういった活動こそ、私は「体力のあるまち」になっていくんだろうと思っております。 私の考えを少し述べさせていただきました。
議　　長	池松議員
池松議員	ありがとうございます。 この間、剣道大会で、実は私の子どもも剣道を夜須剣道でさせてもらっているのですけども、終了後の反省会で、先生方２名がお野菜を提供していただいて、それで保護者でカレー作ったりとかいうようなこともして、本当に手作りで、みんないろんな立場がありますけども、一人ひとりが少しだけ手伝って、審判であったり、選手であったり、保護者であったり、いろんな運営をしていくというような姿が、いろんな面で今後の何かヒントになるのではないかなと思いましたので、今日は３つの分野の質問させていただきましたけれども、これからまた２年目になりますので、共によいまちづくりに貢献できるように頑張っていきたいと思います。 これで、私の一般質問を終わります。 ありがとうございました。
議　　長	これで、２番　池松和彦議員の一般質問を終わります。
休　　憩	
議　　長	ここで休憩をいたします。 午後１時から再開いたします。 （１１：２６）
再　　開	
議　　長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１３：００）
議　　長	１１番　山本久矢議員
山本久矢議員	通告書に基づき、質問したいと思います。 若干の前後はありますが、質問の内容は変わりませんので、お許しをいただきたいと思います。 まず、１番目の英語教育の必要性はということで、何で英語の勉強をしなくちゃいけないのと個人的には思っております。 一応調べておいたのですが、英語教育の充実強化は我が国にとって極めて重要な課題と言われております。どのように考えられるのかということで、教育課にお尋ねしたいと思うのですけども、それと、もともと英語教育というのは、いつ頃から、何年頃から始まったのでしょうか、お答えをお願いいたします。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 英語教育でございますけれども、古くは江戸時代から、今のような英語教育にな

	ったのは昭和に入ってからということで認識しております。
議　　長	山本久矢議員
山本久矢議員	かなり昔からということでありますが、今、インバウンドっていいますか外国の方がたくさんお見えになっている、また、外国、日本に住んである、居住されてある方がおられます。 私は全然英語は分かりませんが、グローバル化が急速に進展する中で、子どもたちの将来の職業的な、また、社会的な環境を考えると、外国語、特に英語によるコミュニケーション能力は、一部の業種職業だけではなく、様々な場面で必要とされているからだと思います。また、そういうことが想定されていると文科省が言っておりますが、その内容についてどのように考えられますか、お願いいたします。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定されることから、その能力の向上が課題となっています。 そのため、小学校では、平成２３年度から、高学年において外国語活動が導入され、令和２年度からは、中学年に外国語活動、高学年に教科として外国語科が導入されています。 これにより、中学年から聞くこと、話すことを中心とした活動を通して、外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機づけを高めた上で、高学年からの段階的に文字を読むこと、書くことを加えて、外国語でコミュニケーションができる素地となる力を身につけ、中学校の学習へと接続することが求められています。 また、中学校におきましても、文法、語彙等の知識がどれだけ身についたかという点に重点を置くのではなく、外国語によるコミュニケーション能力の育成を意識した取り組みの充実が求められております。 以上でございます。
議　　長	山本久矢議員
山本久矢議員	今の内容で分かったような感じもしますが、ちょっと不思議な部分もあると思います。 英語の教育、学習指導の前に、母国語に力を入れるべきではないでしょうかと思っております。国語教育に、授業に力を入れるべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 学習指導要領では、言語能力を学習の基盤となる資質能力の一つに挙げ、その育成を重視しています。 そのためには、特に言葉を直接の学習対象とする国語科の役割は大きく、児童生徒が言語能力を支える語彙を段階的に獲得することも含め、発達段階に応じた言語能力の育成が重要だと考えております。 また、外国語科は、学習対象とする言語は異なりますが、言語能力の向上を目指す教科であることから、国語科の指導内容や指導方法を効果的に連携させることで、相乗効果の中で言語能力を効果的に育成できると考えます。 さらに、言語能力の育成のためには、言語環境を整えること、言語能力を向上させる活動の一つである読書活動の充実も重要であり、学校での取り組みと併せ、家庭や地域での協力、また、町といたしましても、小学生読書リーダー養成講座や図書館の充実等を行ってまいります。

	以上でございます。
議　　長	山本久矢議員
山本久矢議員	今の課長の答えで分かりましたが、重なる部分もありますが、国語教育に関し、特に重要な役割を担うのは学校教育が必要であると思います。そのように文科省も出しておりますが、その中でも、小学校段階における国語教育は重要だと思います。極めて重要であると思いますが、言葉に関わる国語教育の問題は学校教育だけに限定できるものではないと思っております。 家庭や地域社会における言葉、環境が子どもたちの国語力に大きな影響を及ぼしていると思います。 学校教育、家庭教育、社会教育などを通じて、国語教育を考えてはと思いますが、どのように思われますか。
議　　長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 言葉の力は大変大きいものと考えております。言葉は、人を幸せにすることもあれば傷つけることもございます。また、言葉は思考の種と言われるように、考える力を養っていくためにも自身の感情を豊かにするためにも大変重要なものでございます。小学校１年生から中学校３年生までの間で、もっとも授業時数が多いのは国語科でございます。 このように、国語科は言語能力を育てる要でございます。子どもたちが言葉を使うのは、国語科だけではなく、全ての教科でございます。また、１日の生活全てにおいてでございますので、議員おっしゃるように、学校教育、家庭教育、社会教育がそれぞれの役割を果たして、言語の力を育てていくことは大変重要だと考えております。 一方、先ほどの英語も言語でございます。これからの社会は、さらにグローバル化が進み、言語が異なる人ともお互いの気持ちや考えを伝え合いながら、争いのない、一人ひとりが尊重される世界を築いていくことが求められております。そのために英語の習得、英語教育の充実にも力を入れております。 本町では、英検の受験料の補助、ＡＬＴの配置、留学生との交流活動等、ほかの市町村にはない予算をつけていただいているところです。 子どもたちには、将来世界に挑戦するという生き方を選択することもできるよう、英語でコミュニケーションができる力も育ててまいりたいと考えているところでございます。 以上でございます。
議　　長	山本久矢議員
山本久矢議員	丁寧なご回答とお話、ありがとうございます。 とにかく、国語力の教育に関して、また、強化なり、強く私は望みます。よろしくお願いしたいと思います。 では、次に、通告書に基づき２番目の質問に入らせていただきます。 小学生の視力低下が増えている傾向にあると思います。健康検査といいますか健康診断で視力検査はあっているとは思いますが、視力低下の原因は何と思われますかということと、タブレットを使った授業は、２番目の質問、それも続けて行きたいと思いますが、その前に、申し訳ありません、視力検査を行っているのか、視力低下の原因は何と思われますか、ご回答をお願いいたします。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 視力検査については、例年毎年１回、行っているところです。視力低下の原因で

	ございますけれども、特に、タブレットの原因とかよく言われておりますけれども、それも含めて、全体的な今の生活習慣というか、そういったものが一つ目の視力の低下になっているんだろうというふうに考えております。 以上です。
議　　長	山本久矢議員
山本久矢議員	若干重なる部分もあるのかもしれませんが、タブレットを使った授業、週何時間行っているのかという部分と、今後タブレットを使った授業が増えるのではないかと思います。タブレット授業だけで視力が落ちるわけじゃないと思いますが、ますますというか、タブレットの時間が、授業が増えるんじゃないかなと心配しております。 それも一つの原因になるのかもしれませんが、視力低下、近視が増えると思います。その点というか、そのときに、教科書、パソコンの文字が見えても黒板の文字が見えづらくなっている子どもがいるのではないでしょうかと心配しております。 これは、デジタル機器から受ける負荷は様々なものが挙げられると言われております。個人的に、小学生、中学生、携帯電話等も持って、スマホなり持ってあると思うのですが、それの、夜だけではなく、見過ぎ、また、寝ながらタブレットなり携帯を見ているということも原因とは思います。デジタル機器から受ける負荷は大いにあると思います。 直接的に考えられますのは、といいますか、健康診断で検査されている裸眼の視力、コロナ禍前とコロナ禍後の健康診断で、検査結果ですね、視力の検査、視力低下、裸眼１.０未満と判断された子どもたちが増えていると言われておりますが、筑前町ではどうでしょうか。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 文部科学省が公表した令和４年度の学校保健統計によれば、裸眼視力が１.０未満の割合は小中学校いずれも過去最大となっております。 本町の児童生徒の状況については詳細に分析はできませんが、こういったデジタル機器の使用が目に与える影響が指摘されており、文部科学省のＩＣＴを活用するためのガイドブックを活用して、児童生徒の健康に注意をしてまいっているところでございます。 以上でございます。
議　　長	山本久矢議員
山本久矢議員	ありがとうございます。 先ほども申しましたが、スマートフォン、携帯電話を長時間見続けることで手元の文字が見えづらくなる。今、スマホ老眼とも言われております。視力矯正が必要な子どもが増えると思います。 今後、タブレット、スマホ、ゲーム機等の利用、扱いに注意すべきではないかと。要するに利用制限ですね。１時間なら１時間、１時間半なら１時間半と、それでやめなさいと。自宅に帰ってパソコンで勉強する、タブレットで勉強する、また、携帯で遊ぶ、ゲームをするということで、それも大いに原因があると思います。学校でもきつくは言ってあるのでしょうけど、もう少しきつく言ってもいいのではないかと思います。 福井県の鯖江市が眼鏡の生産で日本一と言われている地域がありますが、眼鏡のまちのそういうタブレットなり携帯電話、そういう使う子どもたちが増えておりますので、目の健康体操があるそうです。どのように行うかはそこまでは調べておりませんが、小学校、中学校、学校で目の体操なり一部入れてもよろしいのではない

	でしょうかと思います。１日５分程度で、週に１日か２日程度でも構わないと思います。また、毎日やれば一番いいとは思いますが、目の体操、我が町でも考えてはどうでしょうかと思いますが、ご回答、検討をお願いいたします。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 学校では、養護教諭を中心に児童生徒への健康教育活動を行っており、議員ご提案の取り組みも参考にしながら充実を図ってまいりたいというふうに考えます。 以上でございます。
議　　長	山本久矢議員
山本久矢議員	これで一般質問終わるとしますけども、最後に、一言といいますか、もう一度申し上げますが、母国語、日本語、国語に力をもう少し入れてほしいと思います。それと、スマホなりゲームの利用制限、使用制限を強く生徒、子どもたちに言ってほしいと思います。それを望みます。 以上です。 私の一般質問を終了させていただきます。
議　　長	これで、１１番　山本久矢議員の一般質問を終わります。
休　　憩	
議　　長	ここで休憩をいたします。 １時３０分から再開いたします。 （１３：２２）
再　　開	
議　　長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１３：３０）
議　　長	１番　原田邦男議員
原田邦男議員	お疲れさまです。 通告に従い、順次質問いたします。 その前に、一言申し述べさせていただきます。 本年は、元日早々能登半島地震をはじめ、２日は羽田空港航空機事故、３日には北九州小倉の大火災と、大惨事続きの年明けになりました。改めて、亡くなられた方、被災された方々には、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からお見舞いを申し上げます。２か月たった今でも、避難所などでの不便な生活をしておられます。早く元の生活への復興、復旧を願います。 近年の自然災害の甚大さは、言葉を失うほど悲惨な状況を生み出しています。しかも、一瞬にして尊い命、財産を奪ってしまう自然災害に対して、私たちにはそれを止める手だても持ちません。そのような現実を前に私たちにできることは、いかに被害を最小限に食い止めるかという点において、実効性のある防災計画は不可欠であると考えています。そのような観点から、本町では地域防災計画が策定されています。 そこで、防災計画に示された内容に対して質問します。 筑前町は、自主防災体制整備計画において、その目的に、災害時においては、住民または事業所等の自主的な初期対応が、災害の拡大を防止するため極めて重要であるとしています。 このため、町は、住民、事業所などが迅速かつ的確な行動が取れるよう、住民による自主防災体制の育成、指導を行い、協力体制の確立に努めるとしています。 その具体的な取り組みの一つとして、行政区における自主防災組織の設置がありますが、実態はどのようになっているのか質問します。

議　　長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 自主防災組織は、大規模災害時に、防災行政機関の活動が期待するような事態に対しまして、被害の防止、軽減を図るため、「自分の身の安全は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンとして、行政区ごとに設立されております。 その役割は、主に防災に関する知識の普及・啓発に関すること、防災訓練に関すること、避難誘導に関することです。 令和６年１月末現在、５１行政区中４４行政区が設立し、自主防災組織の設置率は約９５.８％となっております。 把握している各行政区の本年度の活用につきましては、５つの行政区で避難訓練や防災訓練が実施されております。 具体的には、避難情報伝達訓練、炊き出し訓練、応急救護搬送訓練、消火器取り扱い及び防災講話を開催されており、また、お祭りを兼ねて、避難訓練等を行っている行政区もございます。 そのほか、県主催の研修会ではありますが、自主防災組織のスキルアップを図る目的で、昨年６月と７月に自主防災組織リーダー研修が基本編と応用編が開催され、積極的に参加されております。 今後も、区長会での説明や町独自の自主防災活動補助金制度も周知し活用していただくことで、設立している組織や未設立の行政区にも呼びかけ、組織化、活性化を図りたいと考えております。 以上でございます。
議　　長	原田邦男議員
原田邦男議員	ありがとうございました。 行政区における自主防災組織は、災害の拡大防止をはじめ、住民に対する防災意識を高める取り組みとしても重要であります。困難なことも多々あろうかと思いますが、今後とも継続して取り組んでいかれますよう要望して次の質問に移ります。 町では、災害によって避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う指定避難所を設けています。 その中に、各避難所の収容人数が示されていますが、例えば、夜須高原自然の家５００名、農業者トレーニングセンター４５０名、三輪小学校体育館６４０名、夜須中学校体育館７５０名となっています。 そこで、お聞きしたいのは、避難者が横になって休めるスペースでの人数なのかお聞きします。
議　　長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 町では、福岡県避難所運営マニュアル作成指針に準じまして、避難所運営マニュアルを策定しております。その中で、避難施設利用の考え方を示しております。 まず、施設の安全性が確認された後になりますけれども、屋内で広いスペースが確保できる場所から利用スペースを決めていきます。 時間の経過で１人あたりに必要な面積が異なりますが、被災直後は、１人あたり１平米で、座った状態で過ごせる程度、緊急対応時は、１人あたり２平米で、就寝することができる程度。避難所生活が長期化の場合は、１人あたり３平米で、荷物置場を含めて就寝することができる程度を確保するようになっております。 今回のご質問につきましては、避難者が横になって休めるスペースとのことでありますので、施設の安全状況、通路の確保、搬入物等にもより有効面積が不明では

	ございますが、誤差の範囲で、おおむね２平米の就寝スペースは確保できるものと認識しております。 以上でございます。
議　　長	原田邦男議
原田邦男議員	ありがとうございました。 次の質問に入ります。 今日では、住民の日常生活に欠くことのできない下水道災害対策についてお聞きします。 下水道施設が被災し、機能が損なわれますと、浸水、衛生面等で住民に大きな影響を与えることとなります。 対応策についてお聞きいたします。また、避難所のトイレの確保についてもお聞きします。 よろしくお願いします。
議　　長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 上下水道において、特に地震時の影響が大きいというふうに思われますので、地震時の対応ということで回答をさせていただきたいと思います。 下水道の施設でございますけれども、各施設につきましては、建設当時の耐震基準を満たしておりまして、熊本地震のときに震度５弱の揺れが本町でもありましたけれども、そのとき、何ら問題はございませんでした。 能登半島地震を想定した場合の対策といたしまして、主要施設の浄化センター、マンホールポンプ、下水管路の損傷等の確認を行いながら、下水道使用の可否、仮設トイレ設置に関する広報、こういったことをまず行いたいというふうに考えております。 排水不可となった場合には、被災箇所の復旧と併せて、可能な限り、町内各拠点に仮設トイレ、こういったものを設置することになると考えております。 復旧に関しましては、協定を締結しております筑前町土木組合、朝倉浄水、また、加入しております日本下水道協会、福岡県、こういったところに応援依頼をすることによって早期復旧、こういったことを図りたいというふうに考えております。 以上でございます。
議　　長	環境防災課長
環境防災課長	避難所トイレに対する回答につきましては、防災担当の面からお答えさせていただきます。 現在の災害用トイレの備蓄状況につきましては、簡易トイレ、携帯用トイレの備蓄数は１,３１０回分及び道の駅みなみの里マンホールトイレ４基が現状でございます。 不足を生じるおそれがある場合は、町では、災害応援協定を令和６年１月末現在、４１締結しておりまして、災害時の応援協定の内容に基づき、リース業者やユニットハウス業者に仮設トイレを早急に設置依頼するものとなっております。 また、避難所となる公共施設の水洗トイレを使用する場合の水の確保につきましては、プールや河川、井戸等の水を貯水タンクに入れ、避難所に持っていき、対応する方法なども考えており、この際は、消防団、地域住民あるいはボランティア等の協力を依頼するなど、被害状況に応じて災害用トイレの確保に努めてまいります。 以上でございます。
議　　長	原田邦男議員
原田邦男議員	ありがとうございました。

	災害時において最も深刻な問題として挙げられるのが、断水による生活用水の確保です。 本町では、下水道施設が整備され、加入率も６５.８％となっていますが、そのような中、送配水管の被災も当然予想されると思いますが、対応策をお聞きします。
議　　長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 最初に、本町の水道施設、こちらの状況について回答したいと思いますけれども、本町には、受水場、配水場２か所、ポンプ場２か所、水道管につきましては、口径が７５ミリから４００ミリまでの送水管や配水管、こういったものがございます。 こういった施設に関しましては、耐震設計や耐震管を使用して建設しておりますので、他の自治体よりも地震の影響は少ないかというふうに考えております。 一つの例でございますけれども、先ほども申しましたけれども、熊本地震、これにおいて本町での影響はございませんでした。 災害の対策といたしまして、能登半島地震、この規模を想定した場合の対応策ということで、先ほども下水道施設のほうで述べさせていただきましたけれども、まず、福岡県南広域水道企業団からの受水の可否確認、そして、各施設の損傷の確認、その後、使用制限がかかる箇所、給水所等の広報活動による住民周知と併せて、給水活動並びに復旧活動を行うこととなるかと考えております。 本町の水道加入者につきましては、令和４年度決算値におきまして６５.８％と、現在も増加しておりますので、断水となった場合におきましては、被災箇所の復旧と併せて、町内各拠点において給水活動を行うこととなります。 復旧におきましては、こちらも先ほどと同様な形になりますけれども、筑前町土木組合、福岡県南広域水道企業団、また、加入しております日本水道協会、福岡県、こういったところへの応援依頼をすることによって早期復旧を図りたいというふうに考えております。 以上でございます。
議　　長	原田邦男議員
原田邦男議員	いろいろありがとうございました。 住民の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備、つまり、共助の役割を担う行政区における自主防災組織の確立は急務であることを述べ、次の質問に移ります。 中学生までは義務教育になっているものの、行くには制服を着用していかねばなりません。 以前は、男子は詰め襟の学生服、女子はセーラー服でしたが、現在はブレザータイプに変更となり、女性はスカートかスラックスを選ぶことができます。 夜須中での金額ですが、ブレザーで２万円、スラックスで１万２,４００円、スカートで１万４,２００円、キュロットスカートでは１万６,５００円、そのほかにもベルトやシャツ、ベストなど、制服にかかる金額は相当なものとなります。 また、そのほかにも体操服、かばん、自転車など、併せて、男女の差はあるものの、家計からの一度に支出する額が大変大きくなっています。 少子化対策の一環としても一定額の助成はできないものか、お尋ねします。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 本町では、入学準備金として、一定の低所得世帯に対して、就学支援制度の中で、入学時に６万３,０００円の支給を行っているところです。 その他の世帯の助成については、今のところ考えていないところでございます。 以上でございます。

議　　長	原田邦男議員
原田邦男議員	いろいろよろしくお願いしておきます。 これで、原田邦男の質問は終わります。
議　　長	これで、１番　原田邦男議員の一般質問を終わります。
休　　憩	
議　　長	ここで休憩をいたします。 ２時から再開いたします。 （１３：４９）
再　　開	
議　　長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１４：００）
議　　長	９番　石丸時次郎議員
石丸議員	本日の一般質問の「トリ」を務めるようになりました。 本日は、町長、教育長出席の下での一般質問でありますので、できる限り、町長、教育長に答弁に立っていただきたい、そのような思いで質問をしたいと思います。よろしくお願いします。 それでは、通告に従い、順次質問をします。 今回は、農業問題についてです。 ご承知のとおり、我が国の食料自給率はカロリーベースで３８％です。つまり、１０人のうち６人は外国の食料で生きているというのが現状です。このような状況下があって、国民の農業に対する関心度は決して高いとは言えません。言うまでもなく、食料は人間が生きていく上で最も根源的で欠かせないものであり、国の根幹を揺るがす最重要課題です。 そのようなことから、農業問題は、農業従事者だけの問題ではなく、消費者である私たちの問題であるという意識を高める取り組みも重要ではないかと考えています。 さらに、先ほど述べましたとおり、我が国の食料自給率は３８％で、先進国と言われる中では最低の数字です。このことからも、農業問題は第一義的には国が責任を持って解決する問題であると考えていますが、国の施策ではかゆいところに手が届かない現状があります。そして、その隙間を埋める役割は、やはり地域のことを一番知り尽くしている自治体が担うわけであると思います。 この件につきましては、本町では、農産物直売所みなみの里をはじめ、ふれあい農園の設置、さらには、急斜面の草刈り軽減のための大型草刈り機導入などが取り組まれてきましたが、本町でも、小規模農家では後継者不足による耕作放棄地増加等、まだまだ課題は山積と思われます。 これまでの町の取り組みをさらに発展、拡大できないか、また、新たな手だてについても、共に考え、実践することで、本町農業の未来に僅かの明かりでもともすことができればと思っているところです。 そのような観点から、本町の農業政策について質問をします。 まず、担当課長にお聞きします。 我が国の食料自給率は３８％ですが、このような現状をどのように捉え、また、その原因をどのように把握しているのかをお聞きします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 農林水産省によりますと、カロリーベースの食糧自給率については、前年豊作だった小麦が平年並みの反収となり減少したこと、魚介類の生産量が減少した一方で、

	原料の多くを輸入に頼る油脂類の消費減少等により、前年度に引き続き、石丸議員ご指摘のとおり、３８％となっております。 国は、この状況に危機感を覚えており、今国会においての食料農業農村基本法の改正案に、自給率の向上、食料安全保障の確保に関する事項の改善を定めるとされていることや、食糧危機などの不測時に備えた食糧供給困難事態対策法案等の審議が進められているところでございます。 食料安全保障問題については、筑前町としましても同様に重大な案件と考えているところでございます。 それとともに、国による施策の中の国内農業生産の拡大という点につきましては、自給率を支える立場としての自負もございます。 また、議員ご質問の自給率の低い原因としましては、農地面積の減少、食生活の変化、輸入品の増加などが一般的に挙げられます。 国や地方自治体、それぞれが役割ごとに対応すべきと考えております。 以上でございます。
議　　長	石丸議員
石丸議員	ありがとうございます。 課長ご答弁のように、今国会では農業問題について様々と審議がされているようですが、そもそも、食料安保については、国民の食料を自前で確保できていない状況で、国としての体裁が確立していると言えるのか、そのように思っています。 したがって、問題の根本を問わなければならないのではないでしょうか。 ずっと昔の話になりますが、戦国時代の話です。この時代、３年間の蓄えがなければ国として認められない、そのように言われていたということです。 時はあたかも、昨今の世界的な気候変動、加えて、台湾有事も現実味を帯びてきた今日、食糧問題こそ政治が取り組むべき最大の課題ではないでしょうか。 さらに、我が国の食料自給率は低過ぎると言われていますが、実質的にはもっと低いという指摘もあります。野菜の自給率は８０％だそうですが、その野菜を栽培するために必要な種子の９０％は国外産です。私も小さな畑をしているのですが、野菜を育てる楽しみを味わっています。そういうことで、種子も購入しますが、ほとんどが国外産です。さらに、化学肥料に至っては、ほぼ１００％が輸入品です。 食糧自給率も大変気になるところですが、元になる種子や生育に欠かせない化学肥料の大半を国外産に頼っている現状から、今後我が国の農業は存続できるのかという不安を強く抱いていることを申し述べ、次の質問に移ります。 先ほども申し述べたとおり、我が国の食料自給率は低く、多くを輸入に頼っています。そのような現状の中、世界的な凶作や紛争で輸入が途絶えたらどうするか。昨年１２月、農林水産省はそうした不測時に備え、対応策をまとめました。 それによりますと、いざというときの食事は、朝食がご飯茶わん１杯に焼き芋２本とぬか漬け、昼食は焼き芋２本とふかし芋と果物、夕食はご飯を茶わん１杯に粉ふき芋と焼き魚一切れ、これに汁物などを付け足すと国内生産だけで何とか必要なカロリーは取れるそうで、まさに戦時中を彷彿させるメニューとなっています。 また、政府は、食料安全保障の強化に向け、新たな２つの法案を開会中の通常国会に提出するとのこと。その内容は、食料危機時に農家や企業に生産、輸入の拡大を緊急要請するための法案と、先進技術を導入して生産性を高めるスマート農業を支援する法案です。その他、食料農業農村基本法などの複数の法改正も行い、食料安定供給と農業の基盤強化に本格的に取り組むとの内容のようですが、政府の農業政策からは、とりわけ家族農業と言ってもいいと思いますが、小規模農家にとっては将来の展望が見えにくいのではと思っています。

	そこで町長にお聞きします。 本町の農業形態から、政府が進める農業政策について、メリット、デメリットを含めて、どのような影響があると考えられるかお聞きします。
議　　長	田頭町長
町　　長	お答えいたします。私の考えも含めてお答えいたします。 国策といたしまして、国のほうは、スケールメリットを求めて農業政策を展開してまいりました。１９７０年代、８０年代については、全国的に圃場整備を促進いたしました。本町もその波に乗りまして圃場整備をして、私は、戦後筑前町の最大の事業は圃場整備事業であったと思います。その次が下水道整備事業だと思います。その圃場整備事業によって、この町の形ができたと、そのようにも考えております。 したがいまして、より高度な食料生産を確立するために、国策に乗って、国の補助金にのっとって、圃場整備を推進いたしました。 併せて、大型機械の導入、カントリーエレベーターの整備等々で、まさに効率的な、コストダウンに結びつくような農業政策を先駆的に先人先輩が取り組んできたと考えております。 その折に、残されたものが何であったのか、デメリットであります。 多くの方々が米・麦・大豆という日本の根幹となる食料を生産する、極めて農業が単作になります。極めて、限られた作物が栽培されるようになる。 しかしながら、農業というものはそういったものではなくて、多くの作物を栽培する、１００の作物を栽培する、だからこそ私は百姓だと考えておりますけれども、そういった農業文化が薄れていってしまうのではなかろうかと、そういった危機感を持ったところも事実でございます。 そして、効率化されればされるほど、男性のほうは、数も少なくていい、担い手も少なくていい、そして余った労働力は、第１種兼業農家、第２種兼業農家に流れていくと。しかし、女性のほうはなかなか稼ぐ場が見つからないと、そういった状況になっていたと。 それが、スケールメリットを求めたのがメリット、スモールのほうが寂れていったのがデメリット、そのように考えております。 以上です。
議　　長	石丸議員
石丸議員	ありがとうございました。 次の質問に行きます。 我が国の農業は、いまだかつてないほどの苦境に立たされている中、生産者にとっては一筋の光明とも言える農産物流通の新しい形が生まれています。それが、今日では全国で約１,２００か所まで増えた道の駅をはじめとした農産物直売所です。 道の駅は、農産物直売所としても人気を博しており、場所によっては大変な人気スポットになっています。 本町のみなみの里も、昨年、１５周年を迎え、来客数、売り上げともに順調な伸びを見せています。 その分、生産者の収入も増加したとのことで、大変喜ばしいことだと思っています。 そこで、町長にお聞きします。 農産物直売所を作ろうと思ったきっかけといいますか、動機といいますか、そこら辺をお聞きしたいと思います。
議　　長	田頭町長
町　　長	お答えいたします。

	先ほど回答させていただきましたスケールメリットを求めて国策が展開されてきました。しかし、その中にはスモールイズビューティフルの発想がありませんでした。 そこで、我々どもは、その当時の職員とか農協の職員とか、しっかり議論をいたしまして、余剰の労働力を生かす手だてはないものか、アグリカルチャーを残す手だてはないのかと、そういった中で生まれたのが直売所でもあります。 直売所というのは、そういった単作的なものじゃなくて、小さな傷物であったり、小さな生産物であったり、そういったものを販売する機会をつくったら一つの産業になり得るのではなかろうかと、そういった思いから直売所が起こされたものでございます。 もちろん、その当時、夜須町のことだったのですけども、すこやかグループさんといって、Ａコープの軒先で直売をしておられたグループがございました。こういった方々の活動こそが、やはり一つのスモールをビューティフルする手だてはなかろうかと、そのようにも考えたところであります。 したがいまして、そうしたらどうやって地域おこしをしていくのか、心おこしをしていくのか、イノベーションを起こすのかという発想になります。 まずは自分自身がそういった場所を探し当てることだとということで探しておりましたところ、名古屋にそういった施設がございました。名古屋からちょうど１時間圏、うちで言えば福岡から１時間圏、同じような環境であると。当時は音羽町と言っておりましたけども、そこに出向いていって、さすがにこういった農業の展開ができるんだということを実感いたしました。 私も終日そこでじっと横の隅のほうで見ておりましたけども、トランクに乗せて、トランクから野菜を引き出して売る。あるいは小さな軽トラックの後ろにちょっと入れて売る、ばあちゃんたちが出しにいく、若奥さんが出しにいく。そういったことだったので幾らか質問いたしました。どんなですか、どれぐらいの収入になるのですかと言ったら、私の顔を見て、あなた役場の職員ねと言われまして、あなたの給料ぐらいですよと言われたところで、なるほどと思いまして、こういったスタイルがあるんだということを持ち帰ったところであります。 ただ、それだけでは個人の思いでございますので、それからどうするかということで、地域おこしの原則はトップダウンとボトムアップの融合だと私は考えておりました。当時の、やはり、農政を動かす力を持った方は町長でありますし、農協の組合長でありますし、農業委員会長だろうと。そういった方々３人を現場に連れて行きました、名古屋まで。そして、見せていただいて、いろいろ意見をうかがったわけです。 それだけじゃ物足りないことで、当時夜須町だったんですけども、夜須町の女性が行く夜須町探検隊というのをつくりました。女性だけのグループです。３０人ほどで集まりまして、そしてやっぱり出向きました。そして、将来は、大きな大同青果市場みたいなものと、そしてこういった小さな市場が共存するような、そういった時代が来るんじゃないですかということで、しっかり議論をしたところであります。 そして、持ち帰りまして、そのことを話しましたけれども、なかなか、そううまくはいきません。そんなに大きな予算をつけてくれるわけではありませんので、２００万円だけくださいということで２００万円の予算をつけていただいて、そこの農協のスタンドの跡に小さな直売所を作ったわけであります。 そこが、やはり、農家の方々にとっては、物を出して、物を出したら全て売れるというのが当時の農家の価値観でございました。そこで売れなかったら持ち帰ると

	いう価値観はありませんでした。そこがまさに村おこしでありまして、それなら残ったのは役場が買うのかと厳しい質問をいただきましたけども、そこが村おこしなんですよということでして、イノベーションを起こそうということでやっていただいて、そこは盛況だったと、そういったことがより発展的になってみなみの里にもつながっていたということだろうと思っています。 ですから、直売所の起こりは、国策にはなかった自発的な政策であると。ですから、直売所は何ら補助金はなかったんです。そういったことの中から本当に自発的に生まれた政策であると、そういったことだろうと思っております。
議　　長	石丸議員
石丸議員	ありがとうございました。 まさしく、今日の直売所の姿というものが、もう当時、町長の頭の中にあったんだというふうに思います。 そこで、ご承知のとおり、農業の復活のかぎは何といっても流通の出口だろうと思います。 ご存じのとおり、出口とは流通の過程において消費者の手元に農産物が届く、渡る部分です。ここで買いたたかれず、正当な所得を農家が得られるような仕組みをつくることは不可欠だろうと思います。それが、農産物直売所で、これからの食品流通のあるべき姿が鮮明に見えてきたのではないかと思っています。 町長の夢でもあり農家の希望でもあります農を生かしたまちづくりに将来あれば、私は小規模農家を守り育てることで成就できたらと願っていることを申し述べ、次の質問に移ります。 生産者にとっての直売所のメリットは、何といっても、販売した際の取り分が多いということであろうと思います。それは、これまでの中間流通のマージンや大手スーパーが加工するそれがないため、最終販売価格が同じであれば、その差額分が生産者の利益となります。その分、既存流通での販売価格より少し安く売れば消費者にもメリットになり、さらには、価格決定の主導権を生産者が持てるという大きな利点があります。 また、直売所は今日、新しい市場として大いに注目を集め、今後は農産物物流の主役になると言われています。 本町には、みなみの里を拠点として、「いちご」、「とまと」「みなみの里」などの農産物直売所がありますが、生産者、消費者にとってメリットのある直売所をもっと増やしてもいいのではないか。具体的には、山隈、南高田、原地蔵等を含む南部地区辺りにと考えますが、町長の考えをお聞きします。
議　　長	田頭町長
町　　長	お答えいたします。 議員質問のように、直売所というのはＳＤＧｓの先駆けでもあります。要するに輸送量のコストが要らない、そして新鮮なものが届く、そして値づけが自分でできるということです。やはりこれは一周遅れのトップランナーとして行っているんじゃないかなと私は思うところでもございます。 これは、今からの道の駅はますます、また変わってまいります。時代の要請とともに。議員が先ほど質問されましたように、どうしたら肥料が、循環するような肥料の下で栽培する野菜がもっともっと普及していくのか、そういった課題を持って、そういったところに先駆的に取り組んだところが、道の駅としても生き延びていくんじゃなかろうかと思っております。 それから、昨今、漬物加工所が注目されております。議員もすばらしい漬物をしておられますけれども、この漬物というのは本当に直売所の原点なんですね。本当

	に、農家の所得を上げるために大根を持ってきて１本１００円で売るよりも、加工してたくあんにしたら２００円で売れるよと、その中間のマージンが、お金が農家に入るんだと、企業じゃないよと。 今６次化と言っておりますけども、当時は１.５次産品と言っておりました。そういったものが、加工所を作らなければならないという法規制がありますので、６月から変わります。このことはみなみの里ともしっかり議論をいたしまして、こういったピンチはチャンスにすべきなんだと、みんなができないなら先駆けてやろうじゃないかと、そういったことでみなみの里のほうもしっかり取り組んでおりますし、町のほうも幾らかの加工施設の助成をしているところであります。 ただ、これはまだまだ不十分でありまして、南部に作るならば私はもっと広域的に作るべきだろうと思っております。例えば、小郡市とか大刀洗町とか、ああいった自治体と一緒に作れば、また、みなみの里とは違った形の味わいのある道の駅ができるのではなかろうかという、私どもの思いだけでありまして、先方がある。ただ、その辺の近隣自治体も直売所にかなり関心を持ってきております。うちのみなみの里にも頻繁に視察も来ておられますし、そういったことからすれば、そういった合同で作れば、よりスケール感のある、また、城山を生かした直売所ができるのではなかろうかという希望を持っております。まだ具体的なものでは全くございません。そうすれば、みなみの里とは違った形の新しい直売所、交通量が多いところですから、みなみの里は自然を生かした、南部のほうは交通量を生かした、そういった発想の転換でものができる可能性はあると私は考えております。 ただ、まだまだみなみの里も課題が多ございまして、町としてもなかなか考えが行き届いてないということでございます。 私どもも周辺沿線の首長と時折会議を開いております。そういった中でその話もちらちら出ておりますけれども、具体的なものではございません。 以上でございます。
議　　長	石丸議員
石丸議員	直売所を作るということについては、その方法といいますか、町長の構想では広域的なものをいう考えもあります。 私は、これから２０年、３０年後というのは、人口が減少していくのはもう間違いないわけですから、大きな箱物よりは小さくしていくべきじゃないかという考えがあったものですから、この農産物直売所にしても、もうみなみの里みたいなああいう大きなものはあそこでいい。あと、各地に「いちご」程度ぐらいの大きさのやつがあったらいいかなと、それは僕の考えなのですが、そういうことです。 そういうことを含めて、少し話をさせていただきたいと思うのですが、先ほども言いましたように、みなみの里の集客数、売り上げともに本当に順調な伸びを見せています。 さらに、今後は食肉センターもできることなどから、さらに業績アップが期待されます。大変喜ばしい事だと思っていますが、一方、今後売り上げ１０億円を目指したとき、現在の売場面積で可能なのか。つまり、飽和状態になることも考えられます。 解決策としては売場面積の拡張がありますが、先ほど言いましたように、私は「いちご」程度の直売所を出すことが望ましいと考えています。 ご承知のとおり、今後は団塊世代の全てが７５歳以上の高齢化社会を迎えることから、必然的に買物弱者も増加します。高齢者にとって、近くで買物ができることほど安心なことはないのではないでしょうか。 もちろん、この直売所増設は高齢者向けだけではありません。消費者、生産者に

	とってもメリットがあり、まちの活性化につながるものであると確信していることを申し述べ、次の質問へ移ります。 　次に、耕作放棄地有効活用の観点から質問します。 　私の地域でも、耕作放棄地が目立つようになりました。大規模農家であれば、国の補助金や支援策を活用できるのでしょうが、小規模農家では、国の制度の対象外で、機械購入にも二の足を踏むのが現状です。 　そのような状況ですから、必然的に後を継ぐ者もなく、本人も高齢化のため、やむなく農地は放置され、荒れ果てた状態となっています。 　ところで、本町にはふれあい農園が設置されています。豊かな自然の中で都市と農村の交流を促進し、農業への理解促進及び余暇活動の場としてのふれあい農園は、今日のニーズがあります都市に住む若者や定年退職者を中心にした新たな生活スタイルを求めた田園回帰の動きを的確に捉えた取り組みとして評価しているところです。 　そこでお聞きしたいのは、地域おこしの一環として、また、耕作放棄地有効活用の観点からも、各地域に貸農園の設置ができないものかと考えていますが、いろいろと規制があるとのことですので、貸農園開設に関する問題点、また、開設可能な方法はないのかを担当課長にお聞きします。
議　　長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 　議員ご質問の貸農園の開設の方法ですが、２つのパターンがございます。特定農地貸付け法による場合と、農園利用方式による場合です。 　それぞれの開設、手続きについてご説明をいたします。 　まず、特定農地貸付法による場合は、開設者が農地所有者である必要があります。 　要件としましては、１区画が１０アール未満の貸し付けであること、利用者が複数人いること、貸付期間が５年を超えないこと、利用者が行う農作物の栽培が営利を目的としないものであることとなっております。 　そして、開設までの手続きとしましては、市町村と開設者で貸付協定を結ぶ必要があります。その際に、開設者が、貸付規程を作成し、貸付協定を添えて、農業委員会に申請し、農業委員会で認められれば市民農園の開設が可能になります。 　続いて、もう一つの農園利用方式による場合のご説明を差し上げます。 　農業を営む園主の下で、利用者が継続的に農作業を行ってもらう、体験をしてもらう方式となっております。 　こちらは、あくまでも農業体験を継続的に行ってもらうものであり、特に法律上の規制はなく、許可等を必要ないとされているため、事務手続的には比較的簡単な方法と考えられます。 　ただし、農業を営む園主の下で行うため、開設者が農業者である必要があります。 　市民農園を開設するにあたり、ハードルが低いのは、法律の規制がない農園利用方式による場合かと思われます。 　以上でございます。
議　　長	石丸議員
石丸議員	ありがとうございました。 　課長の説明で、まあまあ分かりました。 　その上で、ご存じのとおり、農業は、作物を栽培するだけでなく、時折々に描き出す田園風景は、まさしく農が目指す「一幅の名画」であり、それは地域住民の心を癒やしてくれます。この風景は、これから先もずっとずっと遠くまで残していかなければならないまちの宝物であると思っています。

	そのためにも、もっと多くの住民に農業を知ってもらう体験の場を提供することで、新たな魅力を発信し、まちの活性化につなげていけるのではないかと考えているところです。課題もありますが、自分にできる小さな一歩を踏み出したい、そのことを申し述べ、次の食育教育についての質問に移ります。 本町は、「食に感謝し、平和を願うまち」を実現するため、様々な活動を行っています。 平和学習については、大刀洗平和記念館の活用や学校教育の中で、戦争の悲惨さを知り、平和の尊さ、大切さを学んでいます。 一方、食に関する教育、食育についてはどのような取り組みが行われているのか、大変関心を持っています。と言いますのも、食と平和は別々のものではなく一体であると考えているからです。食が満たされているから平和を得、平和を得ることで食が満たされるという関係です。ですから、平和学習と食育教育は一体的な学習形態が望ましいのではないかと考えています。 そこで、食育教育についてお聞きします。 まず、食育教育とはどんなものなのか、また、学校教育における食育教育の位置づけについてお聞きします。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 食育基本法では、食育の定義を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの、それから、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとしております。 学校教育におきましては、教育活動全体を通じて、総合的に食育を推進し、児童生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育んでいるところでございます。 以上でございます。
議　　長	石丸議員
石丸議員	もう１点、お聞きします。 食育活動の具体例として、学校給食の取り組みや課外活動、課外活動では稲や野菜栽培の体験、また、給食のメニューを研究、検討したりといったものが行われているようです。 さらに、学校での食育の狙いとして、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協働の精神を養うことと示されています。 本町における食育教育の具体的な活動内容についてお聞きします。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 学校教育における食育につきましては、４つの柱から推進を図っております。 １つは、食に関する指導の充実として、栄養教諭や生産者を招聘して、専門的な知識や知恵を学ぶなどの授業を行っております。 ２つは、学校給食の充実として、地元食材や和食を重視した献立の工夫や、施設や食材の衛生管理を徹底しております。 ３つは、食育を通じた心身の健康づくりの推進として、食物アレルギーへの対応や肥満等の改善の相談、指導を行っております。 ４つは、学校とＰＴＡとの連携として、早寝・早起き・朝ご飯運動や、食育研究・研修会等を実施しておるところでございます。 以上でございます。

議　　長	石丸議員
石丸議員	平成２７年だったと思いますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。 それを受け、本町においても、教育支援大綱、つまり教育の目標や施策の根本的な方針が示されました。そこで、この件に関し、一般質問に立ったと記憶をしています。 その中で、農業を学ぶことについて、本町の豊かな自然を生かした農業体験等を通じて、命の大切さや食への感謝の気持ちを育む貴重な体験の場となると考えている。幸い、本町は、各学校に学校田を備えており、自分の手で育てていく栽培活動を通して、協調性ややり遂げたという充実感、さらには自尊感情を促すことができる有効な取り組みの一つとして取り組んでいるとのことでした。 先ほどの具体的な活動の中には、このような農業体験等は入ってなかったように思うのですが、今日はどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。
議　　長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 各小学校では、栽培というか、学校田を使って米、クロダマルの栽培を行っているところでございます。
議　　長	石丸議員
石丸議員	各学校に学校田があるのでしょう。そこでは、そういう栽培活動といいますか、そういうのをやっているということですね。分かりました。 教育現場が非常に多忙な中、そういう取り組みを今日までやってきた。とても私はその取り組みに対しては敬意を表したいと思います。 その上で、本町は豊かな自然に恵まれた優れた教育環境を有する誇れる町です。ぜひ、子どもたちが、このまちに生まれてよかった、この町で育ってよかったと実感できる教育実践、それが、私は、一つは農業体験だろうと思います、栽培活動だろうと思いますので、今後ともそのような取り組みをしっかりやっていただくことを期待しています。 最後に、さて、私は人間教育の土台は農業にあると考えています。私が子どもの頃の農業形態は多くが家族農業でしたから、農業の手伝いは当たり前でした。今思えば、その体験はかけがえのない大切なものであったと思っています。農業が大切にされ、人間性豊かなまちづくりに汗を流していきたいことを申し述べ、私の質問を終わります。
議　　長	これで、９番　石丸時次郎議員の一般質問を終わります。
散　　会	
議　　長	これで、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。 （１４：３９）